

## 松戸市議会放射能対策協議会 会議記録

- 1 日 時 平成24年7月23日(月)午後1時30分開議
- 2 場 所 特別委員会室
- 3 出席委員
- |     |   |       |
|-----|---|-------|
| 議長  | 長 | 田居照康  |
| 副議長 | 長 | 山沢誠   |
| 議員  | 員 | 渡辺美喜子 |
| 議員  | 員 | 末松裕人  |
| 議員  | 員 | 杉山由祥  |
| 議員  | 員 | 宇津野史行 |
| 議員  | 員 | 鈴木大介  |
| 議員  | 員 | 山中啓之  |
| 議員  | 員 | 二階堂剛  |
- 4 出席理事者 別紙のとおり
- 5 出席事務局職員
- |           |      |
|-----------|------|
| 事務局長      | 小倉智  |
| 庶務課長      | 戸室文男 |
| 議事調査課長    | 染谷稔  |
| 議事調査課長補佐  | 大谷昇  |
| 議事調査課長補佐  | 鈴木章雄 |
| 議事調査課主査   | 窪川栄一 |
| 議事調査課主任主事 | 太田敏弘 |
- 6 会議に付した事件 (1) 除染の中間報告と新たに実施していく施設について  
(2) 広報まつど放射能対策特集号について
- 7 会議の経過及び概要 議長開議宣告  
議事  
傍聴議員 岩堀研嗣議員 中田京議員

- (1) 除染の中間報告と新たに実施していく施設について
- (2) 広報まつど放射能対策特集号について

(1)、(2)は一括議題

#### 田居照康議長

それでは、説明をお願いいたします。

#### 市民環境本部長

皆さん、こんにちは。本日は松戸市議会放射能対策協議会、開催いただきましてありがとうございます。ただいま議長のほうから御説明ありましたが、お手元の資料に基づきまして松戸市放射能対策除染実施計画、このようなことについて個々に説明をさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

#### 放射能対策課長

説明議案に入ります前に資料の訂正をお願いしたいと思います。

まず、資料1でございます。資料1の上の表、幼稚園の欄がございますが、施設数41が40でございます。実施済が12でございます。

続きまして資料2でございます。資料2の上の表の下から2行目、親水公園、こちらが施設数2で、その下の合計施設数が28でございます。

続きまして資料3、横A4の資料になりますが、表の中の焼却灰対策費の中の下段、ごみ処理事業の中の事業概要、「クリーンセンター飛灰保管工事」と記載してありますが、これが「保管工事」ではなくて「保管庫の設置」でございます。

誠に申しわけありませんが、以上3点、訂正のほうをお願いいたします。すみません、追加で訂正でございます。申し訳ありません。

資料1、上の表の公園の実施済149が173でございます。

以上、訂正のほうをお願いいたします。申しわけありません。今の公園ですが、実施済173の一部実施が169になります。それで合計数も変わりますので、これ、集計ができましたら後ほどまた発表させていただきます。よろしく申し上げます。すみません。

それでは、資料により順次説明に入らせていただきます。

まず、除染の中間報告と新たに実施していく施設につきまして、資料1で説明させていただきます。

除染につきましては、昨年夏より市立の保育所、学校、公園などで開始いたしまして、その後、今年3月28日には除染実施計画を策定。24年度につきましては、子ども関係施設につきましては8月末の目標に向けて、他の施設につきましても順次目標達成に向けて取りかかっております。

除染実施状況についてですが、資料1の説明となります。

まず、経過のほうから説明させていただきますが、除染実施計画前の今年1月に予算要求をさせていただき、3月予算委員会において資料1の施設については説明させていただき、現在進捗中でございます。最優先でお子さんたちが昼間生活する表の一番上の保育所から5行目までの中学校、高校までを、夏休み末を目標に今まさに進捗中でございます。その他、公園につきましても夏休み末を目標に、子どもの遊び場、スポーツ施設につきましても今年度いっぱいを目標に現在除染について進捗中、今、山場の状況でございます。

全体の進捗状況といたしましては、資料の表にもありますように、619施設中の約半数近くで実施済となっております。一部実施も含めると、進捗状況としては半数以上達成しているという状況でございます。

続きまして、資料2により、今後除染を実施する子ども関連施設の状況について説明させていただきます。

こちらにつきましては、1月から2月の計画策定途中の段階におきましては明確となっておらず、3月の予算審査特別委員会におきましても説明されていなかった施設でございます。しかし、子供を預かる施設といたしましては、子ども関連施設として最優先の施設であることに相違ありませんので、既存の平成24年度予算の枠の中で早急に実施していく予定でございます。

続きまして、資料3についてでございます。

資料3につきましては、6月5日に策定されました松戸市放射能対策総合計画に基づき、9月補正に挙げさせていただく予定の事業でございます。

まず、焼却灰対策費。事業概要、清掃施設周辺道路清掃業務委託、33万円でございます。金額は入っておりません——失礼いたしました。事業概要につきましては、清掃施設周辺道路清掃業務委託。続きまして、クリーンセンター飛灰保管庫の設置。水質調査関係経費といたしまして、学校プール水の放射性物質濃度測定。続きまして、健康対策関係経費といたしまして、ホールボディーカウンター検査費用補助。母子保健指導事業、育児相談といたしまして医師出動負担金（相談事業）。食品対策経費といたしまして、流通食品・飲料水（井戸水含む）放射性物質測定業務委託。それに伴います流通食品・飲料水（井戸水含む）放射性物質測定器及び消耗品費でございます。

続きまして資料4でございます。

資料4につきましては、いよいよ民地除染を開始するというところで、7月25日に新聞折り込みに入ります広報まつど放射能対策特集号の予定記事の写しでございます。受け付けは、中段ですが、7月30日（月曜日）から受け付けを開始いたします。

こちら、資料を順に説明いたします。

2ページをお願いいたします。

まず上段、除染実施区域を整理して示しております。下段につきましては、除染方法の例を、左側は戸建住宅、右側は集合住宅、除染方法の例をお示ししております。

続きまして3ページでございます。

3ページは除染に関する手続きの流れをお示ししております。まず、上のくくられ

た部分でございますが、左から、申込書兼同意書提出。こちらは郵便で郵送するという予定になっております。続きまして右側、現地調査の日程調整。委託業者は中外テクノスという県内の分析業者に業者決定いたしましたわけですが、委託業者より郵送等で調査日時を連絡いたします。その後、委託業者が現地調査（事前測定）を行います。ここで0.23以上の場所がない場合は完了となります。0.23以上の場所がある場合につきましては、この矢印の下に移りまして、除染作業・事後測定の日程調整ということになります。こちらにつきましても除染業者、ここから下は別業者の作業となりますが、除染業者より郵送等で除染実施日程を連絡いたします。その下に移りまして、除染作業・事後測定。お住まいの方等に立ち会いをお願いし、除染作業・事後測定を行って、その後完了となります。

中段より下につきましては、疑問に思うだろうと想定される点につきましてQ&Aをお示ししております。

続きまして資料の4ページをお願いいたします。

4ページにつきましては、各施設の除染の進捗状況をお示ししております。代表的な保育所・幼稚園、それから市立小・中・高等学校、右側、公園の進捗状況をお示ししております。ちょっとこちらの円グラフのパーセントが先ほどの説明とはイコールでない点についてですが、先ほどの説明では実施済というのは完了と位置づけております。ただ、こちらの広報まつどの特集号の円グラフにつきましては、まず、保育所・幼稚園につきましては園庭の除染の完了率をお示ししております。先ほどの資料1のほうは、園庭及び建物の裏ですとか全ての実施済を完了としておりますので、数値がちょっと違っているという点に留意願いたいと思います。

広報まつどに移りまして、市立小・中・高等学校につきましては、同じように校庭の除染が完了している小学校の集計をしております。こちらが82%になっております。公園につきましては、施設数ではなくて測定したポイント、細かいスポットのポイントのうちの除染完了率をお示ししております。ということで、若干数値が違うということをお願い願いたいと思います。

上段は除染の実施状況ですが、下段につきましては市内の定点観測の空間放射線量測定状況をお示ししております。こちらは、昨年5月23日から測定を開始いたしまして、現在までに定点においてどうなっているかという変化の状況でございます。まず、昨年の5月23日は、一番低いところで牧の原保育所の0.185、一番高いところで11番、松戸中央公園の0.409であったのが、本年6月に至りましては、一番低いところで17番、北部小学校の0.08、一番高いところで12番、21世紀の森と広場、0.168ということで、かなりの減少率となっております。ただし、この定点測定というのは市内全域の状況を調べるために、東西南北バランスよく選定した地点の広場の中心など代表地点で測っているものですので、全てを示しているものではありません。ということで、おおむね除染によって、代表地点ですので比較的早い時期に除染を行ったことにより減少しているという状況でございます。

続きまして特集号の資料4の5ページをお願いいたします。

5ページにつきましては、住宅の除染測定申込書兼同意書でございます。こちらに直接記入いただけるような形をとっております。5ページの下段は戸建住宅用の記入例でございます。

続きまして6ページをお願いいたします。

上段が申込封筒をお示ししております。下段が集合住宅の記入例を示しております。こちら、切り取って使うことによって、そのまま申込用紙と封筒を合わせていただきますと外枠がぴったり合うようになっております。5ページの申込書を記入していただきまして、切り取って、のりづけして、郵送していただくことにより、申し込みがされるような形をとっております。

続きまして7ページでございます。

7ページは、先日、タウンミーティング、パブリックコメントを経まして、6月5日に策定された松戸市放射能対策総合計画の概要をお示ししております。食品の安全、健康の管理、廃棄物処理。これらの内容につきまして、新たに取り組む内容について特にお示ししております。下段につきましては、東京電力に対し損害賠償請求を行った内容をこの特集号でお示ししております。

最後、8ページでございます。

放射能に対して一般的な知識、基本的な内容をお示ししております。

その下、測定器貸出についての内容をお示ししております。まず、測定器貸出、それからこのくくりの中の最後、私有地測定についてですが、昨年12月5日に受け付けを開始いたしまして、実施した事業でございます。こちら、貸し出しにつきまして、それから私有地測定につきまして、ちょっと内容も見直しを図りましたので、この機会に内容をお示ししております。

まず、貸し出しにつきましては、貸し出しの期間が、朝貸し出して夕方返却していただくと、1日のみの貸し出しでしたが、複数日借りられないのかとか多々御要望もありまして、このくくりの右側の上にお示ししてありますが、8月より金曜日のみにつきましては、金曜日に貸し出しをして、翌月曜日、ですから合計4日間、この土日を挟んだ場合のみ4日間借りられるというふうに内容を変更しております。月曜日から木曜日につきましては従来どおり当日中の返却でございます。

続きましてその下、私有地測定についてですが、この私有地測定というのは、対象といたしまして機械の苦手な方ですとかお年寄りなど、そういった方々を対象に受け付けをして、職員が現地へ出向いて測定をするということでありましたが、今回、民地除染を開始するに当たり、申し込んでいただきますと業者が出向いて測定を開始するというのでございますので、この私有地測定については大分貸し出しとともに件数も非常に落ちてきてきましたので、今回、この機会に私有地測定については受け付けを終了するというのでございます。

資料4につきましては、説明、以上でございます。

続きまして資料5でございますが、クリーンセンターの焼却灰等の状況についてお願いいたします。

## 環境計画課長

クリーンセンターの焼却灰等の状況につきまして説明いたします。

資料5をご覧ください。

まず、放射性物質濃度でございます。焼却灰、これは主灰でございますが、最高は昨年7月4日に採取したもので2,290ベクレルでございます。最新の数字につきましてはその右側を書いてございますが、7月3日に採取したもので509ベクレルでございます。次に飛灰でございます。飛灰につきましては、最高4万7,400ベクレル、これも昨年7月4日に採取したものでございます。最新の数字は1万7,960ベクレルでございます。排ガスについては検出限界未満でございました。

次に、灰の発生量及び処分状況でございます。飛灰につきましては、今申しましたとおり8,000ベクレルを超えておりますことから全量場内に保管してございます。2の主灰につきましては、濃度が各処分場の自主規制値4,000ベクレル以下であるため、最終処分場に搬出しております。

搬出先につきましてはその下に示したとおりで、24年度につきましては4月から6月までの3か月間で1,632.96トンの主灰を搬出しております。

## 放射能対策課長

最後に追加事項の報告でございます。資料はございません。

先だって、東京電力への費用請求を6月28日に行ったところですが、先週、電話にて連絡がありまして、その請求に対して7月31日15時30分に東京電力は何らかの回答の文書を持参するとの連絡がありました。内容については当日提出があるまでわかりませんが、提出がありましたらその日のうちにホームページにて公開する予定でございます。

## 【質 疑】

## 田居照康議長

ありがとうございます。それでは、これから質疑を行いたいと思います。質疑ございますか。

## 杉山由祥議員

まず、資料1なんですけども、学校の除染に関して。いわゆる当初屋上からやれなかったということで、今、屋上を1回ストップして、その後、屋上からやるという話でしたけど、その状況、どうなったのかお聞かせください。

それと、ちょっと広報まつどの件で。これ、もし前のときにお話が出ていたらすみません、今日初めてなもので申しわけありません。集合住宅の除染に関して、いわゆる分譲の場合だと管理組合、賃貸の場合だといわゆる所有者、大家さんということになるんですけれども、いわゆる賃貸の場面で、大家さんと借り受け人。借りている人

はやってほしいんだけど大家さんがつかまらないだとか、もしくは意見が違うという形でできないといった場面に、松戸市はそこに関与でき得るかどうかという、この2点、ちょっとお聞かせください。

#### 教育施設課長

学校の除染につきましては、8月末まで校庭を行いまして、その後、校庭周り及び屋上のほうを順次実施していきたいと思っております。

#### 放射能対策課長

集合住宅の賃貸で大家さんがつかまらないというケースあるかと思いますが、基本的にはあくまでも大家さんから申し込みをしていただくという考えでございます。あと、いろいろなケースあると思いますので、その際は個別にちょっと相談なり受けたいなと考えております。

#### 杉山由祥議員

じゃあ、屋上が後回しになってしまったということになるんですけども、再除染はやられるんですよね。これは一般質問でもあったことなのでやられるとは思いますが、いわゆる校庭の部分から始めて、次は屋上ということになったときに、屋上の上のほうからまた数値が上がる、いわゆる水だとか雨だとかで落ちてくると。そうなったときに必ず下のほうが線量が高くなるわけなんですけども、その再除染に関してもちゃんとやるということによろしいでしょうか。その確認の仕方も含めてお願いします。

二つ目は、やっぱり大家さんがという話なんですけど、例えばここに子供の氏名を書く欄があるんですよ、この申込同意書のところに。居住しているかしていないかというの、それは見ていればわかるかもしれないんですけども、じゃあ、どの子が一番年の低い子かなんていうのは、いわゆる賃貸住宅だとわからない場面って多いと思うんです。でも確実に子供はいると。そういった場面で、第三者が「これは除染をしたほうがいいんじゃないか」という場面でも、大家さんが「いや、する必要はない」というふうになってしまうと、そこでちょっとまた齟齬が出てくるんじゃないかなというふうに思っています。これは分譲の場合も、一番年の低い子供ってどうなの、名簿ってあるのかな、ちょっとわかんないんですけども、その辺、もしそういった第三者が「いや、これはやるべきだ」となったときに、市はこれに関与できないというか、例えば大家さんに対してそういう話があるから直接お互いがやり出すと、やっぱり変な話ですけど、こじれるんです、話が。そこ、ちゃんと間に入ってあげられないかどうか。ちょっとそこだけもう一回お聞かせください。

#### 教育施設課長

屋上を除染した場合に、また下のほうの線量が高くなったということですけども、

今年度中、来年の3月までは定期的に測定をいたしまして、除染を行った後であっても数値が高くなっていけば除染を行うという計画であります。

#### **放射能対策課長**

集合住宅での子供の居住につきましては、こちらは非常に多くの時間検討したわけなんですけど、住基ネットを例えば活用するといったしましても、今、実際、住民票どおりにそこに子供が住んでいるかどうかはわからない、そういう御家庭も多いということが想定されます。それで、完全にその子供の居住について最終的には確認する術がないということで、この押印をされた申請様式という形をとりました。ということで、はっきりとこの申請をしていただいて、押印していただいて、それを信用するしかないという状況でございます。大家さんがやりたくないという場合等につきまして市が介入できないのかということについては、こちらについては介入しないという方針でございます。

#### **杉山由祥議員**

学校のほうはわかりました。あと、子供いるいないについてもわかったというか、所有権の問題だから仕方ないなという気はするんですけども、いわゆる市が間に入ってもらって仲立ちをしてもらったほうが、やっぱりお互いに住民トラブルを無用に増やさなくて済むんじゃないかなという気もしているんです。もしかしたらそういうケースがないのかもしれないですけども。あと、やっぱり子供の名前というのは絶対必須なんですかね、いるいないだけじゃだめなんですかね。

#### **放射能対策課長**

お子さんの名前が要るか要らないかということにつきましては、基本、責任を持って申請していただくという意味合いで、要するというふうに考えております。

#### **杉山由祥議員**

絶対条件なんですか。

#### **放射能対策課長**

その点につきましては、基本的に責任を持って申請していただくということでありますので、この辺、ちょっと法的な縛り等、絶対条件かということをおっしゃるとさういった縛りもないので、今のところは基本的にという考えでございます。

#### **杉山由祥議員**

あとは個々にという考え方で。



## 放射能対策課長

あとは個々に検討したいと思います。

## 田居照康議長

ほかに。

## 山中啓之議員

細かい質問なんですけれども、幾つかありますのでお願いします。

まず、除染の広報まつどの件なんですけれども、ページで言うと、3ページのQ&Aも全部読んだ上で質問します。7月29日からこの広報を出されて、30日から受け付けということで迅速な対応、大変ありがとうございます。これ、「先着順ですか」とQ&Aの二つ目の申し込みについてのところで書いてあるんですけれども、当然、多少若干前後することはこれを読めばわかるんですけれども、やっぱり早くやってほしい方、とても気にされている方が先に注文されるので、ここに書くのはこの程度でしようがないんですけれども、ちょっと具体的に議員として持っておきたいのは、どういう優先順位、何項目ぐらいその基準があって、基本的な考え方を教えてください。どういうふうに、どういう事象が優先するんでしょうか。基本は先着なんですか、それとも数値絶対性なのか、子供の人数によって何か算出式があるのかなのか。あれば、個々には聞きませんが、その一般的な割り出し方を教えてください。

あともう一つ。再除染について一番右下のQ&Aで書いてあるんですけれども、やはりこれ一回除染してもまた高くなって、明日にはどうなっているかわかんないというのが現状だと思います。これは無理ないんですけれども、結局もう一回、公園なんかで除染したけどまだ十分低くなっていないよという方から、私、樋野口のほうですけど意見いただいたことがありまして、確かに行ってみたら十分下がっていないんですね。再除染はいつなんだという話が当然出ます。それは、国等との協議の上、個別に判断と書いてありますけれども、市の考えとしてはどのようにお考えになるんでしょうか。再除染をまずするのかしないのかというところは決まっていないという理解でよろしいのかどうか。また現実として困難な場所というのは何ですか。物理的に困難なのか、やってもやってもまた上がっちゃうところが結果的に困難と想定するのか、それともお金や人手がかかっちゃうのが困難と考えるのか。金銭的なのか物理的なのかわからないのでちょっと教えてください。

あともう一つです。中外テクノスさんが使う機器は何かわかりますか。これ、統一されていると思いますけど。というのは、最後のページで測定器貸出を行っていますよね、PM-1000。これで測ったのと機種が違えば当然違うので、せっかく測ったのにか、自分が持っている簡易な器械とかいろいろ皆さんもうお測りになっていると思うんですけれども、そこであまりにも数値が違ったり、測り方が違うからしよがない部分はしよがないんですけど、器械が違っていると結構致命的になるんじゃないのかなと思ったので参考までに教えてください。そこまでお願いします。

## 放射能対策課長

まず、どういうところから優先するかということでございますが、基本的に考えているのはやはり数値の高いところ、かつ人口密度の高いところというふうに考えております。あと、申し込みの状況によってまた具体的に検討したいと思っております。

それから、再除染をするかしないかということでございますが、一応国のほうから、補助金につきましては、以前、最初の1回というふうに伺っているわけなんです、市としては、また上がった場合につきましては、再除染はするという考えでおります。

それから、除染に関して困難な場所ということでございますが、現実的に下がりにくい場所というのは、今まで除染をやってきた関係課からの情報によりますと、やはり人工芝ですとか、あとコンクリートでもうすき間に入り込んでしまったような状況という場合につきましては非常に洗浄等で除染を行っても下がり切らないと聞いております。

中外テクノスの器械、どういう器械を使っているのかということにつきましては、ちょっと、今、機種については確認とれておりませんが、いずれにしてもガイドラインに適合した適合機種を使わなければいけないと、この部分については間違いない点でございます。機種については、すみません、現在ちょっとまだわかっておりません。

## 山中啓之議員

答弁いただきました。一つ一つの答弁の完成度をもうちょっと高めていただきたいと思うので、もう一回質問させていただきます。

優先順位については、数値と人口密度がまず優先ということですが、その申込状況によって前後するというのは、何か、どういう因子があるんでしょうか。そこが多分市民の方からは、「後から申し込んだ何々さんが早いんじゃないか」とか言われたときに、議員として説明責任を負えないところなんですね。ですから、例えば1週間は様子見て、この松戸、根本だったら根本の地域は多いからまとめて業者に頼みましたとか、そういうざっくり、ある程度どれぐらいの幅を何に対して見ているのか。今言ったのは例えばの例ですけれども、そういうのをちょっと。市民の人が見て、まあこれぐらいだったら多少ラーメン屋の注文と一緒に前後することはあるだろうと思うのはいいんですけど、1週間も2週間も違うと、「何やっているんだ市は」ということを言われて、我々も答えられない状況が生まれがちなんですね。これ、公園のときの教訓を生かして、私、質問しているんですけども、そこら辺を教えてください、もうちょっと詳しく。

あと、市の再除染するという考えは、相変わらずありがとうございます。人工芝やコンクリートのすき間などが困難な場所という認識も共通していましたのでありがたい、心強いと思うんですが、じゃあ、そういう場所こそ本来ならばしっかりと除染しなければいけないんじゃないでしょうかと思うのも、また一方で事実であります。そこに対しては、同じことをやるんでしょうか。要は、行為として同じことを市はやるのか、数字が下がるまでやったことを除染ととらえるのか、それを教えてください。

それが2問目の再質問。

3番目の中外テクノスの機器は関知していないようでしたので、すぐさま調べて教えてください。なるべく、意見ですけど同じものを使ったほうがいいに決まっているので、メーカーも機種も。もう決まっちゃっていそうなところでしたら、できる範囲で対応を最大限していただいて、した形跡をはっきりとわかるように公表されることを望みます。

そこまで再質問をお願いします。

### 放射能対策課長

まず、優先度の申し込み状況も含めてということなんですが、これは、私たちとしてはできるだけ合理的に、できるだけまとめて行うことが合理的と考えておりますので、申し込み状況を見て、地区ごとにまとめた形でできるだけ短期間で多くをこなしたいなということで、申し込み状況を見て判断したいということでございます。

それから、コンクリート、人工芝で数値が落ちにくいときについてなんですが、例えばコンクリートですとコンクリートをはがす、人工芝ですと人工芝を張りかえるということが最終的な手段になってしまうと考えられるんですが、これにつきましては、国のほうでも廃棄物が増えるという問題で推奨しておりません。ですから、方法については、やはりやれることからできるだけ落とすということが基本なんですが、国と協議しながら方法については模索していくしかないというのが現状でございます。

中外テクノスの器械につきましては、早急に調べまして連絡差し上げたいと思います。

### 山中啓之議員

ありがとうございます。まず三つ目の中外テクノスの機器から非常に心強い答弁でありがとうございます。東電に6月28日に請求した回答が来次第、当日中にホームページに載せるという公開に対する姿勢が変わったように思いますので、大変評価しております。ありがとうございます。

1問目なんですけれども、合理的にまとめて行う、地区ごとにとということですが、その地区というのは字ごとということでしょうか。あるいは、まとめるというのは業者で上限の単位、1台のトラックなのかバンなのかわかりませんが、除染隊が回れる上限数1日というのは割り出しているのでしょうか。そこら辺の数値的な、客観的なものはありますか。なければそれ以上聞きませんが、最後に、あればその地区というのはどれぐらいの地区で、まとめてというのはどれぐらいなのでというのが私が聞きたいことなので。言える範囲で最大限、これ最後にしますから教えてください。

2問目なんですけれども、模索するということがわかりました。了解しました。

とりあえず1点目をお願いします。

## 放射能対策課長

基本的に字ごとということをご想定しております。それから、除染に関しましては、その後、また別業者に委託ということになるわけですが、1日何件ということもある程度決まった形での委託ということになりますので、これは申し込みを受け付けて、測定をして、具体的に見えてくるわけなんですけど、基本的な考え方は字ごと、それで件数がある程度区切って、地区ごとにまとめた形で実施していくという考え方となっております。

## 山中啓之議員

ありがとうございました。字ごとということがわかりました。

この質問をしたのは、「先着順ですか」というそのQ&Aの3ページに対して、「お知らせまで数カ月かかる場合もございます」とあったので、それだと、じゃあ「隣のうちはできているのにうちは何でなの」というような質問がないかなと思って質問した次第です。

引き続きちょっと資料4についてなんですけれども、広報についてなんですけれども、先ほど杉山議員から子供の名前は必須かというところがありましたけど、それは、必須かどうかは最終的には公開しない段階で法律的に許すならば当然責任を持って書かせるべきだと私は思っておりますが、ふと思ったんですけれども、これ、気にされる方々ってもう明らかなんですけども、小さい子供さんをお持ちのお母さん、お父さんですね、これはもう明白だと思うんですけど。子供がいるという実態把握もさることながら、妊婦さんに対する扱いはどうなっているんでしょうか。これ、結構重要だと思うんですけども、結構、最近も妊婦さんから心配の声を私はいただいておりますので、こっちはほうはしっかりと検査、診断書出ますから確証もとれるわけです。妊婦としても子供できているというほうが、内部も外部も被ばく、お母さんとともに回る問題ですので、測定もお母さんと一緒に管理しやすいですし、うそがつかないというか、つく必要もないですし、おめでたいことですし、子供を安心して産み育てていただくことを標榜している松戸市としては、この辺への配慮はすべきだと考えますが、いかがでしょうか。お願いします。

## 放射能対策課長

妊婦さんにつきましてですが、これは非常にデリケートな問題で、確認が難しいと。その住宅にお子さんがあるかない以上に妊婦さんかどうかという確認が非常に難しく、デリケートな問題ということで、現在のところは、今は予定しておりません。

## 山中啓之議員

じゃあ、要望ですけど、デリケートに行っていただきたいなと思います。確認が難しいというのはわかんないんですけど、普通人間が妊娠を認知するのは、やっぱり最終的にはお医者さんに行って調べてもらう、これをもって確認もできるんじゃないで

しょうか、専門の国家資格を持ったお医者さんが診れば。自分の妊娠検査薬であるとか、生理が来ないとか、そういったことだと間違える恐れがありますが、確実に何か月か経って、あるいはもっと言うと安定期に入って生まれる直前の方々、そうした方々に対する配慮は、私は子供という理念からすると、この松戸市の計画の趣旨に則って行うべきだと考えますし、非常に優先順位は高い問題だと思っております。極めて高いと思っておりますので、早急に改善を要望いたします。

別の質問に行きます。あと二つだけです。

資料の5なんですけれども、搬出先について。これは二、三週間前でしたでしょうか、ちょっと新聞名忘れましたが中野市の話です。長野県の中野市に搬出している量、こちら今、資料、この下のほうに出ていますけれども、松戸市では相手先のことを懸念して搬出先などを公表しなかったとありましたが、御存じのとおり中野市では公表することが市民の方の信頼につながるということで公表をされました。この点、松戸ルールが私は世の中においてちょっとああいうとらえ方、ああいう公表のされ方をしたこともあって恥をかいたという、松戸市民として恥ずかしい認識でおりますし、やはり時代としては長野県中野市のほうが先を行っているというか、本来あるべき姿なんだな、住民との信頼関係のつくり方なんだなと深く痛感したところです。今回において市の公表の考え方は変わりましたでしょうか、またこれからも、今後このようにして公開していくおつもりでしょうか。これについてお聞かせください。

あと、同時にちょっと聞いちゃいますね、もう一つ。前回の6月27日のときに聞いて、まだわからないと言われたことが幾つかあったのでお伺いします。手賀沼の処理場に何トン運べるかという話。松戸市のスタンスはわかりましたけど、その後、進捗はありましたでしょうか。あと、この分でいくと、不確定要素が多いんですけれども、松戸市の一時保管、現在まで自前で全部場内保管などをされている飛灰、これはどれぐらいもつ見込みなのか、それによって議論の速度を変えなければいけないと思っておりますので、わかるところまで、推定でも結構です、教えてください。

### 施設担当室長

松戸市が焼却灰の処理委託先の公表を取りやめたことについて、一部の全国紙に取り上げられました。その件について説明申し上げます。

福島第一原子力発電所の事故に由来し、松戸市クリーンセンターの焼却飛灰についてはいまだ国基準である8,000ベクレルを下回ることなく、敷地内に約1年間、400トンの飛灰の保管を続けております。震災以後、焼却灰に含まれる放射性物質からのリスクを回避するため、民間処分場各社においては、地元自治体との協議により、埋め立てのための受け入れ基準を4,000ベクレル以下に設定しております。したがって、現在松戸市から民間最終処分場に搬出される焼却灰については、すべて当該基準である4,000ベクレル以下です。

一方、各処分場も施設の適性管理がなされていることの裏づけといたしまして、処分場の設置されている自治体を含めた関係機関に対し、煤塵の放射性セシウム濃度、

処理水の放射性物質測定結果等の形態で報告をし、それらのデータは設置自治体ないしは所管する都道府県等によって公表されております。その公表によって処分場の安全性自体は、処分場の設置されている近隣住民の方々に保障というか情報提供をしている次第でございます。

本年2月に埋め立て業者との契約に関する文書並びに処分場所、所在地自治体との同意に関する文書について、公文書開示請求を受理いたしました。契約書には契約単価を含め種々の企業情報が記載されていることを踏まえ非開示といたしましたが、今回、改めて自治体、処分場業者に意向を確認したところ、先の新聞にあったように、長野県中野市、千葉県銚子市が既に公表していると。それに加え、今回、米沢市のほうから、松戸市が搬出しているものが4,000ベクレル未満のものだよという、そういう事実を正確に伝えてくれるのであれば公表は全く問題ないという答えを得たんですが、要するに松戸市の焼却灰イコール高濃度だという先入観が、それは全て松戸市の去年の、丸一年前の秋田市の件も含めて松戸市の焼却灰が高いというのは事実なんです。処分場に搬入されているもの自体は国基準の半分以下で、大きく濃度が高いものではないということとセットにして公表していただければ、隠す話でも何でもないのというようなお話をいただきまして、この3自治体については今回の資料で明らかにさせていただいたところでありまして。また、残余の自治体についてはまだ協議が調っておりませんので、今回、松戸市側からの公表ということは差し控えさせていただいております。

### 環境計画課長

手賀沼の進捗状況ということで、わかっている範囲でお答えしたいと思います。

県では、今、工事に向けた準備を進めているということ聞いております。それに関しましては、やはり我孫子市ですとか印西市の問題があるので公にはしていないということですが、できるだけ早くということ準備を進めている。その量等については、今後の協議であるということ何っております。

### クリーンセンター所長

クリーンセンターの飛灰の関係で質問がございましたので答弁させていただきます。

クリーンセンターにおきましては、飛灰は、私どものほうの、今、駐車場やスロープ下に置いておりますが、スロープ下並びに駐車場につきましても飛灰を置く場所ではないというふうに考えておりますので、実情としてどれだけ置けるのかと言われると、置けるところは本来はないというふうに言いたいところでございます。しかしながら、ごみを燃やすということを考えながら行政を考えていきたいということで、今、定期整備で使われる駐車場を犠牲にしながら動いているということでございます。その保管の量の限界という質問だと思いますので、それについてお答えいたしますと、本年度いっぱいものが現状ぐらいのレベルという形になるのではないかとこのように思います。ただし、現状でももう置けないということが、もう第一条件だというこ

とでお考えいただきたいと思います。

### 山中啓之議員

ありがとうございました。

まず、クリーンセンターの最後の質問からですけれども、本来は置けないという認識は私も一緒ですので、議論を迅速に行わなければいけないなと思うとともに、市にできることも市のほうでも考えていただかなければいけないという思いを強くしました。本年度いっぱいということも、いずれにせよ了解しました。

2点目の最終処分場、手賀沼の話のほうは引き続き情報提供をお願いします。この放射能対策協議会が1か月に1回ぐらいの頻度で行われていますから、そろそろ次回ぐらいには出るのではないかなと思っておりますので、動向をチェックして教えてください。

そして、1番目の質問の公表の仕方に関してなんですけれども、これちょっと確認のためにもう一回聞かせてください。今回の公表に関するあり方で、私は市に問題点があったと——問題点と言ったらあれですけど、改善の余地があったと思っております。本来は、この公表するかしないかというのは、市の思いだけで早急に判断すべきではなく、本来は市民の安全・安心のため、市民に安心していただくためにやることです。それをもって何が何でも自己完結ルールで松戸市の条例に則って非開示とするのは、もはや知りたい人がこれだけいる世の中で、このようなマターで、避けることができない、隠し続けることができない情報だと思っています。もちろん、一方で何でも出せばいいと言っているわけではありません。私から提案させていただきますが、契約時にこの中野市や銚子市、米沢市などとその辺の話をしてみてはどうでしょうか。契約の条項に盛り込めないんでしたら、それは契約者同士で相手方がどういうスタンスで臨まれるのか、それに合わせていただくというのが、搬出させていたでいる我々の義務じゃないでしょうか。その方々がそういうちゃんとした出し方で出すならいいよと、そちらのリクエストを聞いて松戸市がやるべきなんじゃないでしょうか。このように、今までのやり方を、これに限らずですけれども、灰や放射能に限らずですけれども、情報公開のあり方を見直すべきだと思います。特に、今回、この灰に関してそのように思いましたので、要望とともに意見をお伺いします。その1点だけ再質問させていただきます。

### 施設担当室長

山中議員の事前協議の段階でということ、了解いたしました。今後は、毎年事前協議、当然お世話になる自治体には行きます、伺いますので、その辺しっかり話を詰めた上で対応したいと思います。言いわけになりますが、放射能の話は昨年事前協議を行ったとき以降、年度の途中で灰が降ってしまうという関係がございまして、その取り扱いについて事前協議がなされていなかったと、また他の自治体において松戸と同様送り返された焼却灰がそのままほかの処分場に流れていくというような事実とは

ちょっと違った報道がされた経過もございまして、処分場側もかなり神経質になっていたという事実もございまして。今の山中議員の御指摘を受けまして、事前協議の段階でお世話になっている搬出元としましては、来年度以降そのように考えてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

### 山中啓之議員

最後の点、ありがとうございます。了解いたしました。

ポイントは二つありまして、一つは心配を与えない、市民に安全・安心を与えるという認識があることがまず第一目的だということに則っていただきたいんです。それは則っていただいているという認識で答弁されると思うんですが、そのために、とりあえずわかっていないことを非開示にするというスタンスを固持するのではなく、わかっていないことは、なるべく早急に、事が起きたときにフットワーク軽く、先方と、もちろん事前協議がいいんでしょうけれども、それ以外の場でもちょっと事が起きたときに、ベクレルが高くなったときとか、こういうときどうしましょうというのを、相手方にすぐ電話でも伺うなりしてでも聞いて、その2者が合意しているならば私は基本的に出していいと思うんですね。つまり自己完結しないで決めていただくという姿勢を確立していただきたいというのが1点と、もう一つは、結果的にやったことがああいう報道のされ方をすると、向こうにも落ち度があると思いますけれども、松戸市民と長野県の中野市民との信頼を私は著しく阻害してしまうんじゃないかなと思っておりますから、そのような新聞報道などが出ないようにするためにはどうしたらいいのかというのを最大限考えて、できることをするべきだと思っていますし、できることがあったんだと私は思っています。

そもそも、今回、送り返された秋田県の小坂町の話も連携ミスから成り立ったと私は思っていますから、こっちだけが悪いわけではないです、コミュニケーションの問題ですから。ただ、こっちは最大限連絡をとって、休日だろうがもう直接行くぐらいの勢いでやったほうが、何十万市民の安全につながるんですから、かけるコスト安いものだなと思っておりますので、よろしく願いいたします。今後の件については態度を評価します。了解しました。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

### 渡辺美喜子議員

前の杉山議員と山中議員に関連で、先ほどの測定申込書、同意書の件なんですけれども、お子様のお名前の件と、それから妊婦の件について再度質問させていただきます。

これは、お子様のお名前を書かれても、これを新たに確認するということはしないですよ。確認してから、間違いなくいるということを確認してそこに行くということはないですよ、そこまでは。そういうことを考えれば、お子様がいるいない、何歳とか何年生とかそのぐらいでいいのではないのかなと思います。

それとあと、安心してやっぱり子供を産み育てていただける松戸ということを考え



ると、今も医師による被ばくの相談室とか、そういう放射能に関する相談室も設けられるまで、そこまでやっているのであれば、妊婦の方も、これ、品物もらうのと違ってきょう現在で行って申請して何かいただいけるとかということじゃないので、何か月間かかかるわけですよ。そうすると、妊娠していることが間違いなければ我が家の除染をしていただくころにはもう生まれているということも考えられますし、そういうことで妊婦も対象にしていただけると。ほかのことはそこまでやっていて、このことが妊婦を対象にしていただけると、一貫して、安心してお子様を産んで育てられるということにつながっていくんじゃないかなと思いますので、検討の余地があるのであれば検討していただきたいと思います。

#### **田居照康議長**

要望でいいですね。

#### **渡辺美喜子議員**

ええ。いいです。

#### **二階堂剛議員**

1点だけですが、資料3のところの健康対策関係経費のところのホールボディーカウンター検査費用補助というのがありますけども、昨年ぐらいからホールボディーカウンターを買うようにとか、いろいろ会派として要望してきたので、出たこと自体には大変前向きなんですけども、ただ、この前、政務調査費の関係で皆さんで講演会をやったときに、東大の坪倉先生のほうの南相馬市の具体的な1万5,000人ぐらいを調査した結果だと、日に日にセシウム等は体から尿で排出されるので、今ごろ測っても多分、特に松戸なんかでは出ないでしょうと。比較的、南相馬でずっと残っているのは高齢の方で、特に地のものとか自分たちの家庭菜園でつくったものを食べたり、季節の山菜なんかを食べている人たちが下がらないでずっといるということで、むしろ食品の検査のほうをやっぱりすべきではないかということで、かなりお話があったと思うんですけども。そういう意味では下の食品対策ということで、この水とか流通食品をやられることについては、大変その話に沿った内容でいいなと思うんですけど。

このホールボディーカウンターについて、7月に、私も党の関係で千葉県にあります放射線医学総合研究所に一応見に行ったときにも、そこの先生たちにもお話を聞いたら、今はもう測っても多分出ないでしょうと、むしろ自治体で買うのももったいないですよみたいな話も出たんですけど、そういう意味で言うと、ちょっと取り組みが遅かったのかなという感じがするんですけど、この、まず対象者をどういうふうに考えているのか、子供だけなのか希望する市民全部を対象としているのかについてちょっとお伺いしたいと思います。これ最初に、すみません。

## 保健福祉課長

ただいまの二階堂議員のほうからの質問で、確かにホールボディーカウンターを検査というので、各自治体でいろいろと内部被ばくについて検査とか、こういう言葉が出ているんですけども、御案内のとおり現下の体制の中で、このホールボディーカウンターを東葛地域、ましてや松戸市で購入ということになりますと、以前からの答えになりますけども、体制とか管理の面からなかなかできないというのが実情でございます。

今回、このホールボディーカウンターを検査の助成につきましては、本市で買うというものではなくて、あくまでも希望者の方に市として助成をさせていただきたいということで、これは総合計画中の健康の中に計画を盛り込んでいるわけでございますけども、このスタンスは私たちの管理の中で健康管理をやっていきたいと、こういうことだったんですけども、今言った現下の体制の中では、こういった内部被ばくの検査ができない現状で、どのように不安の軽減を図るかという一つの手段として、いろいろな市民の方からこの健康面の不安というのが払拭できないものですから、今言った角度も一つの手段ではないかということで、まず検討に挙げさせていただいたというものです。

私も、この間の講演を聞かせていただいたわけですが、坪倉先生自体は福島でも多分何万人という方を検査して、裏づけがあるというふうに思っています。ただ、松戸の場合、そういった市民の方も実際には自分の体の中がどうなっているかというのはわかりませんので、私どもといたしましては、体制の中ではできませんけども、民間の提供できる機関のところに行った方に対しての助成はできないかといった視点で考えた次第でございます。

## 田居照康議長

本質の話は。

## 保健福祉課長

対象者ですね、すみません。対象者ですけども、高校生以下の方、あと妊婦の方を対象にしたいと考えております。

## 二階堂剛議員

わかりました。ありがとうございました。

やること自体は別に否定するわけではありませんけれども、わかりました。今の高校生以下ということで対象として行うということでしたけども、もう一つ。せっかくだから時期的には——時期的というか、そういった、ひとつちょっと遅いんではないかという話もあったので。もう少し逆に言うと、受けたことには間違いはないわけですよ、放射線を浴びたことにはみんな間違いはないんですけど、ですから今度は逆に影響ということを考えると、その放射線がとどまっているかどうかということ、もう

多分新陳代謝の中で体の外に出ているでしょうということからすると、今度、その受けた影響ということになると、具体的に今度は健康診査のほうもやっぱりすべきではないかというふうに思うんですよ、例えば血液とかほかの。その辺についてどういうふうに考えているのかなど。今、下に医師出動負担金、保健指導ということで先生の健康相談みたいなのを今始めていらっしゃるんですけど、それよりも少し進んで、その健康診査ということのほうが、今いろいろお話聞くと不安で、実際に自分でいろいろな病院を探して行っているというお話も聞いたりするものですから、そうなるのかなり金銭的な負担もあるので、もう一つ、そのホールボディーカウンタープラス健康診査という方向のお考えについて、これには今回載っていませんから、すぐどうしようというあれはないんですけど、その先について検討されているのか、それについてのちょっと考え方があったらお尋ねしたいと思います。

### **保健福祉課長**

ただいまの二階堂議員さんの健診、健康診断ということでございますけれども、冒頭、先ほどこの健診、検査となりますと、やはり市内医療機関との協力というのが大前提になってまいりまして、現実問題で、今、検査、健診できる体制までいっていないという状態でございますので、今後、今言われた部分ということも常に認識をして、私どもも取り組んでいる最中でございますので、そういう段階がどこに来るかというのがちょっと今非常に申し上げづらいところなんですけれども、そういう中で、まずできるところをこの計画には盛り込んだんですけれども、その補足という形で外部被ばく、内部被ばくを合わせてそういう検査ができないのかというところを、今できる体制の中で助成ということをまず考えた。今後につきましても、市民の、例えば子供さんを中心にした健診、検査となりますと、また一対策会議の中でも大変難しい問題でございますので、松戸市の協議会のほうと十分検討をさせていただきたいというふうに考えております。

### **二階堂剛議員**

多分、なかなか医療機関ですから医師会の方とか様々なところとのこれから協議が必要だと思いますけど、前向きにそれをやるように、ぜひこれは強く要望しておきますので、お願いします。

### **宇津野史行議員**

よろしく申し上げます。今、ちょうど出たので、あまり補正予算の事前審査みたいになっちゃっても困るなと思っているので細かくは聞かないですけども。この、ちょうど健康対策関係経費、今、二階堂議員から出たので、これに関連して伺いたいと思います。

まず、このホールボディーカウンター検査費用を補助しようというのは、放射能対策協議会、松戸市のですね、議会の中じゃなくて松戸市の放射能対策協議会の健康の

部分で、どういった議論を経ているのかということですね。例えば、どこが言い出しっぺで、どんな議論が出てということをお聞かせいただきたいと思います。高校生以下というふうにしたということですが、これも議論した結果こういうふうになったのかなというふうに思うんですけども、お聞かせください。

### 保健福祉課長

ホールボディーカウンター議論の経緯というようなことだと思いますが、先ほどもちょっと説明いたしましたように、このホールボディーカウンターは、内部被ばくにつきましては、当初から健康面ではどういうふうに調べられるんだということで、健康対策会議の中では、ずっと議論というか、してきたところでございます。松戸市1市でこのような体制を組めない、また機器の購入から評価から、こういうことがちょっとできない状況下であったわけでございますけれども、その中で、その放射能の総合計画のつくり込みというのは4月当初ございました関係で、対策会議の中では総合計画の中にもありますように、今現状ででき得ることをまずこの中に盛り込みたいということで、三つの、今、事業を進めているわけでございますけれども。

この議論ですけれども、その放射能総合計画の中でタウンミーティング、またはパブリックコメント等、あと電話等で、やはり内部被ばくに関して市民の方々からいろんな御心配事がございます。その一つに、やはりそのホールボディーカウンターによる内部被ばく検査というのができないんだろうかと、こういうことがございました関係で、総合計画策定後に補足事項で総合計画のほうに盛り込んでいただきまして、私ども対策会議のほうで検討をさせていただき、市内といいましょうか、医療機関、よくやられているようなところを視察に行きまして、どのような状況なのかということをお調べさせていただきまして、任意機関につきましては医師がやっている機関でもございますし、ある程度信用もできるのではないかなという評価を健康対策のほうはいたしました。これをもって総合計画の位置づけの中に入っておりますので、その検討結果を松戸市の放射能対策協議会のほうに御報告をして承認をいただいたというものでございます。それが経緯でございます。あと、対象者につきましては、健康対策のほうに主に子供を中心とした、特に子供さんの健康ということに主を置いておりますので、今回、子供という概念の中で、高校生以下までという形で対象者を決めさせていただいているということでございます。

### 宇津野史行議員

ありがとうございました。

今、健康対策会議の中のメンバーというのはどこの課がメンバーになっているのかということと、それから、これ申しわけない、確認させていただく程度のことだけなんですけど、それから、三つの事業をこの健康対策の会議として進めているんだよというような今お話がありました。これを見ると、例えば、母子保健指導事業だとか、これからやろうとしているホールボディーカウンターにしても保健福祉課がやるとい

うことで、その健康対策会議の中のメンバーは何課であって、その課の中に当然保健福祉課は入っていますでしょうと、保健福祉課はこういう形で健康対策の中でいろいろやっていますねと。じゃあ、ほかのメンバーの課は何をやっているんですかというところが聞きたいんで、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

### 保健福祉課長

放射能対策の健康管理につきましては、事務局が保健福祉課でございます。他の構成員といたしまして健康福祉本部の企画管理室が入っております。同じく人事課が入っております。人事課は、クリーンセンターとかそういう比較的今回放射能濃度が高いところ、従事者という形で、人事面の健康管理ということで人事課が入っております。人事課が入っているのと、もう一つ、その所管している総務企画の企画管理室、この4課で健康管理対策のほうを所掌しているということでございます。

### 宇津野史行議員

そうすると、今、保健福祉課が対象としているのは、例えば母子健康指導だとか母子育児だとかということ、ものすごく小さい子供たちですよ、簡単に言えば。そこを直接所管している。例えば保育課だとか教育委員会だとか、そういったところがこの健康対策関係の中に今聞くところによると入っていない。当然そうなってくると、協議会に上げない限りそういったところに話が行かないとなれば、じゃあ、この健康対策の会議の中では当然保育所の子供たちどうしよう、幼稚園の子供たち、学校の子供たちをどうしようという話にそもそも及ぶ体制になっていなくて健康対策を考えている。かといって、保健福祉課が健康対策を対策本部の中で考えたところで、そういったところに話が行かなければ、なかなかコンセンサスを得るのが難しいという、そういった組織上のこの問題に対する合意形成が難しいんじゃないかと正直思っているんですけども。これは、何か改善するような考え方というのほどこに聞けばいいんだろうな、対策協議会のトップに聞けばいいのかわかりませんが。

もっと言わせていただければ、例えば健康対策関係の中に先ほどの御答弁では医師会だとかそういったところの協力も得ることが必要だという話であれば、じゃあ健康対策会議の中に市立病院のだれかメンバーを入れられないのかとか、そういったことやってやっぱりやっていかないと、人事課と健康福祉本部と保健福祉課で松戸市の学校や保育所とかも含めた健康対策を打ち出せるのかといたら、正直体制的に打ち切れないというのが今のやりとりの感想なんですけど、このあたりはどうなんですかね、協議会のトップとしては。

### 環境担当部長

私は環境担当部長で協議会の副会長をしております。的確な答えにならないかもしれないんですけども、今この放射能対策協議会の下にそういった必要性を考えた事務局会議という、より実働的な部隊を置いております。その事務局会議では、ほかの

部局に対していろいろ注文とかこうしたらいいというのをそこの事務局会議で話し合  
って、それでまとまったものを本会議のほうに上げております。そういった意味では、  
構成員としては確かにおっしゃったようなところが入っておりませんが、例えばホ  
ールボディーカウンターの必要性とかそういうものも、ほかの部会から、これをやっ  
たほうがいいんじゃないかとか、食物検査についてもそうです。そういったものを持  
ち寄った事務局会議を持っていますので、もうしばらく様子を見ていただければと思  
います。

### 宇津野史行議員

わかりました。二階堂議員のほうからも健康診査の問題、本当に皆さんには、坪倉  
先生の講演会に出席を多くの皆さんにさせていただいて、主催する側としては本当にあ  
りがたかったなと思うんですが、やはり検査をまず試みて、その上で安全・安心と  
いうことを積み上げていかないと、何も足場がない状態で、安心です、安全ですと言  
われてもなかなか納得いかないというのは当たり前のお話ですね。ですから、そういっ  
た意味でひとつホールボディーカウンターの助成費用補助というのは、一つの希望者  
に足がかりを、足場をつくってもらおうという意味合いでの1歩かなというふうには思  
っていますが、必ずしも、今、数値が出るかと言ったらやっぱり出ませんし、機関に  
よっては詳しい数値を教えてくれなくて「大丈夫ですよ」と一言で終わってしまうと  
いう、このホールボディーカウンターの測定に関しては、そういったこともあるよう  
です。ですから、そのあたりもきちんと運用していかないと、何というか、やるだけ  
やったけどみたいなことにやっぱりどうしてもなりかねないなというふうに危惧を感  
じているので、健康調査の問題、ぜひ本当にこれはもうちょっと議論、我々としても  
ちょっと議論したいなと思っているんですけども、個人的にですね、お願いしたいな  
と思います。じゃあ、これはこれだけにしておきます。

あと、この広報まつどのほうに話を移しますが、まず確認ですが、まず1ページ目、  
除染の目標ということが書いてあるんですが、生活空間における平均的な空間放射線  
量を高さ1メートル（子供のいる住宅は50センチメートル）で毎時0.23マイクロ  
シーベルト未満とすることと書いてあって、ここには平均的なというふうに書いてあ  
るんです。これは、国のほうが平均的なものという形で言っているわけでしょうから、  
平均したら0.23未満だと。ところが、じゃあ、3ページを見ますと、除染に関する  
手続きの流れということで、3ページの一番右上。測定の結果、毎時0.23マイクロ  
シーベルト以上の場所がない場合というふうに書いてあって、ここでは平均は言ってい  
ないんですね、個別の箇所です。つまり、除染の場合個別の箇所が0.23を超えてい  
れば、それは平均的に下がっていきようが高いものと認めて、要は0.23以上の場所を  
なくすということを目的として除染を行うんだよということ、これは実際教育委員会  
でも今やられていることですよ。このあたりの整合をどう考えているのかというこ  
とをお聞かせいただきたいと思います。

それから4ページです。4ページの各施設の除染の進捗状況ということなんですが、

ここに65%だとか82%だとか77%ということが書いてあります。これについてなんですが、学校と幼稚園、保育園のことについては、この65%というのは、例えば園庭の除染が完了している割合、中学校、小学校でいえば校庭の除染が完了している小学校の割合とかと書いてあるんですけど、この77%の公園はいまいちよくわからないんですよ。測定したポイントのうち、除染目標を達成した割合と書いてあるんですね。何か、例えばもうちょっと簡単に広場の除染が完了している公園の割合とかなどと書いてくれたほうが、他とのイメージが付きやすいので、このあたりの表現というのはなぜこういう表現にしたのかなというふうに思います。

とりあえず、その三つをお聞かせいただきたいと思います。

### 放射能対策課長

まず目標は、平均的な空間放射線量0.23マイクロシーベルトを目指すということなんですが、これは面で全体としてとらえております。ただし、安心を得るために、それからあと、現実的に面全体を0.23マイクロシーベルトということは非常に難しいことですので、安心のため、それからまずは点で0.23マイクロシーベルトを超えているお宅については全部やっていくということで、それで点をつなぎ合わせてできるだけ面に近づけていくということで、安心のため、個別で0.23を超えたところは全部除染していくという考え方でございます。

それから、この広報まっどの表現の仕方につきましては、学校、保育所、公園、それぞれで若干対策のとり方、それからあと集計の仕方もちょうと申しわけないのですが差が生じているという状況がございます。ということで、最終的には合わせなければいけないなと考えているわけなんですけど、現在、ちょっと差が生じているということをお承りいただきたいなということです。

それで、まことに申しわけないんですけど、7月29日発行ということで、今回につきましては最終原稿締め切りがもう終わっておりますので、まことに申しわけないのですが、そういったところで御了承をお願いしたいということでございます。

### 宇津野史行議員

今、ちょっと重大なことを聞いてしまったんですけど、そうしたら、じゃあ先に、今この会議の中で先に指摘してもしようがないんですけど、5ページの封筒の下のところ。個人情報の取り扱いについてということなんですが、個人情報の取り扱いの4行目、市長が住民基本台帳に基づく記録又は外国人登録法に基づく記録と書いてあるんですけど、外国人登録法はこの法改正でなくなりましたよね、今回議案で上がって、私、やりとりしたので。だから、外国人登録法に基づくというふうにしちゃったら、ちょっとこれ、ない法律なので。

### 杉浦誠一議員

施行はいつですか。

## 二階堂剛議員

もうちょっと後じゃないの。

## 宇津野史行議員

いや、7月9日ですかね。9日だったか、8日だったが。ちょっとこれ、気がつかないとは思いますが、あまり。——はい、わかりました。ちょっとそういうことなので、もう印刷間に合わないという話ですけど、了解しました。

除染の考え方についてはわかりました。平均的という話と、そのポイント、ポイントでという話で、私はポイントでも0.23マイクロシーベルトを超えるところがないうようにしていきたいという、その思いは大事なところだと思うので、国が平均と言っても松戸はやるんだという話で私はいいと思っています。

ただ、これ気になるところは2ページのその除染方法についてなんですけど、下記の各除染項目は必ず行うものではありませんというふうに書いてある。これは項目のことなんですかね。つまりどういうことかという、例えば、じゃあ敷地の中で5か所測りました。多分5か所を測るとかやっっていくのかもしれませんが。その中で、1か所でも0.23をマイクロシーベルトを超えたら除染をしましょうという話になって、じゃあ、その0.23マイクロシーベルトを超えた部分の周りを除染しますよという意味なのかな。それとも、いえいえ、天地返しはやらないで、全体の落ち葉とか雨どいとかはもちろん1か所でも0.23マイクロシーベルトを超えたらやるんですよとかという話になるのか。それとも、ちょっととってみて、ちょっと測ってみて、ああ、ちょっと下がったとかやるのか。そのあたりがいまいちわかりません、この表現だと。これだと、何か0.23マイクロシーベルトのポイントが1個あったら、その部分だけとかやるんだよというふうに見えてしまうものですから、どういうふうに除染がされるのかということ。

それからもう一つなんですけども、ポイントが一つでも0.23マイクロシーベルトを超えていれば、平均的ではなくてポイント一つでも超えていれば対象となるんですよ、除染するんですよということを確認している以上は、例えば除染対象区域の外、ここでいうところの字は11か所ですか、であって。例えば、集中的に極端に数値が高いということは以前から問題になっているわけですが、こういったところで、例えば独自で除染をやった場合、土の持って行き所がないんだとか何だとかと、いろいろ問題が生じたときにはどう対応できるのかということを確認させていただきたいと思います。

## 放射能対策課長

まず、以下の項目からということなんですが、これにつきましては方法でございます。ですから、0.23マイクロシーベルトを超えた場合にその原因が何なのかということで、これらの方法から選択して原因を取り除くための方法、選択して除染するということでございます。ということで、ポイント、ポイントで行っていくということ



です。

それから、区域外の件、すみません、質問の意味をちょっともう一度お願いいたします。

#### 宇津野史行議員

よく局地的に高いというのが問題になるじゃないですか、何マイクロシーベルトぐらいの「0.」じゃないような場所ってやっぱり局所的に出たりするんですけども、その0.23を超えたところが1か所でもあれば除染するんだよというふうなことを掲げているわけですから、そうなってくると除染対象区域外でそういった局地的に高いところ、子供がいればやりますけども、子供がいなくてもそういうところがあるわけですけども。そういったところというのは、例えば自力で除染した場合とか、取ったものの処分に困るとかという話のときには何か対応できるんですかという話をしているんです。

#### 放射能対策課長

除染区域外につきましては、今回は子供のいる御家庭だけということで、これ、市単で行うということからなわけなんです、松戸市として区域外についても子供のいるお宅をやると。子供のいないお宅につきましては、今回は対象としていないわけなんです、ただ今後につきましては、そういった地域につきましても何らかの措置をこれから考えて検討していきたいと考えております。また、方法を検討していきたいということです。

#### 宇津野史行議員

あと一つ。ちょっとうまく伝え切れなかったようなので。この除染方法について今おっしゃったのは、以下の項目から適切な方法を選択して除染しますというところではなくて、その上ですね。下記の各除染項目は必ず行うものではありませんというふうに書いてあって、これを読むと、例えば5点測ったときに1点だけ0.23マイクロシーベルトを超えた場所がありました、ほかは0.22マイクロシーベルトとかでしたというときに、その0.23マイクロシーベルトが出たところの周りを部分的に除染するんだというような理解でいいのかということです。1メートル四方とか3メートル四方ぐらいやるのかとか、それとも考えられる範囲丸ごと1戸分やるのかとか。そのあたりについてはどうなんですかね。ちょっとずつ除染範囲を広げてはもう一回測り、ちょっと広げては測りとかやって、ああ、ちょっと下がったからもういいやという話になるのかとか、そういうことです。

#### 放射能対策課長

あくまでも事前測定を行って0.23マイクロシーベルトを超えたポイントを対象といたします。それで、除染を行った後は事後測定で確認するというので、周りとい

うのは対象にしておりません。周りにつきましては、もう事前測定で数ポイント測って超えていないということになりますので、超えたところはすべてやって、事後測定も行うということです。

#### 宇津野史行議員

わかりました。

#### 末松裕人議員

それでは、幾つかあったんですけれども時間の関係もありますので。これは事例とかケースとして、今、鋭意除染をしていただいております、学校の様子なんかを見ると大変御苦労があるなと思っておりますが。その除染の対策をとった後、天地返し等をした後、一定期間は安定すると思うんですけれども、その後の経過の中で、いわゆるミニマム、落ちた数値よりも上がるという事象とか事例というのはあるんでしょうか。一たん抑えたらそれ以上にはならないという見方でこの問題を見ておいていいのかということが1点です。

それから、もう一点が子ども関連施設。今回も新たにということで御提案とか提示いただいておりますが、これ以上市内にはいわゆる子ども関連施設で加えるものはないという理解でよろしいのかということが1点。

それと、これちょっと私の勘違いかもしれないんですが、プールの測定器を9月の補正で買われるということなんですかね、夏過ぎてという。単純にすみません、表面的なとらえ方で申しわけないんですけれどもということです。

それとあと、すみません、ちょっと財政課長いらっしゃらないんであれなんですけれども、今回、補正が予定をされております。その概要について今説明をいただいておりますが、いわゆる新年度の予算は1月、2月に組んだ、いわゆる暫定と言ったら言い過ぎかもしれませんが、つかみで組んでありますね。とりわけこの除染というのは、きょうも具体的にスキームが示されたこの民有地、この辺のものを再積算してきちんとした根拠の中で、全体として補正というものが示される流れになっていくんでしょうか。それとも、それはそれ、今回のプラスアルファという発想なんだろうということですね。要は、もっと言うと民有地の除染、これだけ丁寧な対応をしたときに、一体予算が幾らになるのかなというところのマックスのとらえ方をおかないと、なかなか後から追加で追加でという話にどう判断していいかというところがあるものですから、基本的なその補正の組み方の考え方をちょっと教えてください。

それとあと、総務企画本部長がいらっしゃるので。私、最近ちょっと、これは除染と関係ないんですけど、広報紙のとらえ方とか編集の仕方で、これ東電への請求の記事が出ておりますね。これ、請求の段階で載せるということは、幾ら回収できたかということをやはりきちんと載せるという意図で出しているのか。この段階で広報するということの意義とか、これで見ちゃうと、「ああ、そうか、国からももらえない分は全部東電からももらえるんだからやらないよりやったほうがいいよ」と。極端

な見方ですよ。要は、だから、それで終わってみたら、「いやいや、実は市のほうから出さなきゃならなくなりました」という話になるのか。そういうことも含めて、この辺の記事の編集の仕方がちょっと無責任かなと、僕なんかは、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、思ったりするんですが。これは、ホームページには即出しますというその姿勢は大いに結構だと思います。同じようなとらえ方でいいのかというところだけ確認をさせてください。

### 教育施設課長

学校での現時点での除染後の測定値については上がってはおりません。

### 保健体育課長

先ほどのプール水の測定についての補正の件だと思うんですけども、実は、昨年度検査センターに委託をして簡易検査をしておりました。ところが、この4月に学校の屋外プールの利用についてということで、水道水の管理目標値10ベクレル以下であればプールの使用には問題ないと国のほうから示されまして、そこで昨年度の簡易測定検査ができなくなったんですね、簡易測定器じゃそこまで数値が出ないと。そこで精密検査、これが約2.5倍ほど昨年度より値段がかかりまして、その精密検査をやらざるを得ないと。飲料水の基準が200ベクレルからこの4月に10ベクレルに、20分の1に下がった関係で、それに合わせるということで、その分、不足している額を補正としてお願いしたものです。

### 放射能対策課長

まず、資料2の今後除染を実施する子ども関連施設の状況ということなんですが、これは1月の段階で、策定途中で子ども関係施設がはっきり明文化されていなかったということで説明がされていなかった施設をさらに洗い出して、こういった施設があるということで、こちらを早急に実施していくということでございます。

それから、除染関連の経費につきましては、全体の枠の中で、こちらの子どもの関連施設につきましてもこの枠の中で行っていくということで。補正予算につきましては、除染に関しては補正予算は行わないということで、当初予算の枠の中で行うということで。補正予算の内容につきましては別でございます。

それから、民有地除染の10億円につきましては、国のほうからQ&Aで出されました例に件数を掛けまして、大枠で10億円ということで要求しております。

それから、記事の中に東電請求の部分の載せることに関してなんですが、こちらについては、現状の考えといたしましては市の取り組みをできるだけお知らせするという意図で載せさせていただいております。今後動きがありましたら、また逐次、公表、公開していく予定でございます。

### 公園緑地課長

公園は350か所ありまして、8月末を目途に今やっているんですが、まだ広場の除染等が一通り終わっていない段階でございまして、モニタリング、再測定については、まず広場の除染が一通り終わった段階で、9月以降を考えております。まだ再測定していないという状況でございます。

### 末松裕人議員

プールの件は、だから測定器だったのか測定検査だったのか。要は9月に入ってからやるの。

### 保健体育課長

実は、昨年度はプールの開始日、特に中学校なんかは部活があるんで早いですよね。小学校なんかは授業の関係で7月に入って。だから小中、差はあるんですけど、中学校はもっと早目に、もう5月の連休明けからやっております。小学校のほうは7月ぐらいから授業に合わせて1回まずやりまして、その後、夏休みの水泳指導、そういったものに関係しまして、実質やって2回。さらに9月に授業がある学校がありますので、今度は抽出で東西南北中央の5か所で、要は多い学校で3回。60校が、ほとんどの学校はもう2回という形で簡易測定を昨年度実施しました。すべての学校、いろいろ雨が、雨水で下に流れて、それがプールの中に入り込むのではないかというような心配をされたんですけど、一応検出せずということで、昨年度簡易測定で結果が出ております。

ところが、今回、4月に基準が変わりまして、ベクレルで今度は文科省のほうで基準を示されました。そこで、その検査センターで簡易検査を応募してくる学校はもうほとんど昨年度の対象地域はない。もうやるんだったらみんな精密検査ということで、松戸市もちょっとお金はかかるんですが精密検査をお願いして、今と同じような形で、もうほとんど2回目が終わろうとしているところです。これから、今、夏休みの水泳指導に入るんですけど、この精密検査は1ベクレル以下が不検出という数値であらわれます。1回目、65校全部やりまして全校不検出と出ております。それから2回目、これも今のところ不検出ということで、これは各ホームページ等で公表、それから各学校で文書等で保護者にお知らせしているというような形をとっております。

### 末松裕人議員

とにかく数値が出ないことを祈ります。

ちょっと今戸惑っていますが、それとあと広報紙の件。決してそういうことを出すなど言っているわけじゃないんですよ。要するに広報紙の編集方針ってありますよね。病院なんかのほうは誤解を招くとかなんとかという話があって、あれとこれとを一緒にするつもりはないんですが、要はだから新年度の予算の審議を思い出していただきたいんです。議会のほうで歳入の組みかえしましたよね、あのときになぜそうしたか

という一応議会としての考え方をお伝えしてあるはずなんですね。要は不確定なものは、やっぱりきちんとしたところで積み上げていくべきじゃないかということですね。あえてものが言いたくて言っているんじゃないんですけど、こうやって広報紙を今ぼろろと見ていたら、こういう正確な資料だと何か全部もらえると考えるか考えないかはその人次第ですけれども、そういうような感じで。例えば、じゃあ、申し込みをしておこうかということがあるかないかわかりませんが、だからその辺をやっぱりきちんと、事実とかきちんと判断できることである程度やっていったほうがいいのかなとちょっと思ったんです。その辺の意味合いだけちょっとまた受け止めていただければと思います。

### 鈴木大介議員

前提をちょっと知らないで単純な確認なんですけど、申し込みって、この広報まっつどの手紙ですか、切り取る手紙の郵送のみなのかなというのが1点と、あと、先ほどの宇津野議員のに関連するんですけど、非常にリージョナリーなんですけど、僕、河原塚に住んでいまして、すごく「何でうちのところは子供いなくて除染できないの」と言われるんですけど、「低いんですよ」とお答えしているんですね。ところが、先ほど課長、点を面にしていくというお話されて、もし高ければ面という形で判断できて、全体的に高ければ検討も今後するかもしれないというお答えだったと思うんですけど、どういうふうに判断していくのかなというのがわかれば聞きたい。逆に言うと、だから河原塚の子供がいる、小学生以下のいる家庭の人たちから結構申し込みがあって、それ1か所、1か所測ったら3ページの下の0.23マイクロシーベルト以上ある場所が結構あって。結果として何か全体的には下のほうが高かったなとなったらどうなるんだろうなというのがすごく疑問に思ったので、これはどうとらえているのかと。

そうなると、結局調査測定って何だったんだろうなと。これ一般質問でも出ていて、僕も質問どうしようかなと思っていたんですけど、逆に言うとどういう基準で調査測定されたのかなというのが知りたいので。要は航空機モニタリングじゃないと思うんですね、0.23マイクロシーベルト未満の区域、たしか僕の記憶だと。じゃあ、1ヘクターあたり何か所やったのか。高いところ5か所やって、低いところ1か所やれば高くなりますし、その調査手法というのはどうだったのかなとかたくさん疑問があるんですけど、それに関してはいいので、逆に今後0.23マイクロシーベルト未満の区域で子供がいない家庭に関して検討するという話でわかることがあればちょっとお聞かせください。

2点です。

### 放射能対策課長

まず1点目の質問で、測定につきまして、申し込みは郵送のみでございます。それから……。

## 鈴木大介議員

ほかに申請書あるんですか。これだけなんですか。広報まつどが届いて、これを見ないと。まあ噂で広がっているかもしれないけど。そうなんだ。

## 放射能対策課長

まず申請書はこちらだけです。あとはホームページでもダウンロードは可能となっております。ホームページでも公開はいたします。

それから、測定後の除染については、資料4の3ページの右側のちょっと真ん中より少し上のあたりなんですけど、くくられた部分で「除染作業・事後測定の日程調整」というくくりがありまして、この下に「除染業者より郵送等で除染実施日時を連絡します。」となっているんですが、この部分につきましてはファクスかEメール、この「郵送等」という部分につきましてはファクス、Eメールを予定しております。これ、なぜかということなんですけど、電話ですと跡が形に残らないものですから、郵送にしてもファクスについてもEメールにしても何らかの形を残すということで、こういった署名方式をとるようにしております。

まず入り口の部分、測定の部分で郵送ということに関しましては、お子さんがいるかないか、この部分につきましてはしっかりと責任を持って申請していただくという意味合いで、まず測定については郵送のみということでございます。

それから、2点目の質問なんですけど、対象区域外につきましては、基本的にはもう既に下がっているというのが基本的な考えなわけなんですけど、点でまだ高いところが残っている可能性があるということは、私たちもやはりそういった考えを持っております。ですから、今後、対象区域外の子供がいない御家庭につきましては、何らかの形で、やはりさらに検討していかなければいけないなという認識を持って、今いろいろと方法を考えているところでございます。

それから、調査測定についてなんですけど、こちらにつきましてはガイドラインに従って字ごとに5か所程度を基本として考えております。考え方といたしましては、地域として平均0.23マイクロシーベルトいつているかいつていないかを判断するための測定として行っております。航空機モニタリングの結果だけだと、やはりもっと詳細にやる必要があるという考え方に基づいて、市として認められた調査測定を行っているということです。

## 鈴木大介議員

ありがとうございました。要望だけ。

申し込みというよりは広報の仕方で、特に子供がいないと除染してくれない地域の方というのはこれを送りつけられて結構迷うと思うんですよ、紙面を見るとわかりにくいなと思うので。例えば、正しいかわかんないですけど、この字の人たちの町会とかに、こういうことをやりますよという広報ですか、こういうことをちゃんとやるんですよと。けどこの地域は放射線量が低いんでみたいな説明があればいいなと思っ

たので、ちょっと提案というか要望させていただきます。特にこの0.23マイクロシーベルト以下の地域というのは慎重にやらないと、何でこっただけなんだよという話に絶対なりがちなので、その点ちょっと考察してほしいと思います。

#### 山中啓之議員

確認、1点だけよろしいですか。

#### 田居照康議長

確認。はいどうぞ。

#### 山中啓之議員

すみません、先ほどの私の後にも複数の方が広報まつどの5ページの子供の有無、妊婦もですけど、についてちょっと質問していて、理解できなかったので教えていただきたいんですけど、まず広報はもうこれ現行、このまま出すんですよ、1文字も変わらないですね。——わかりました。

では、1問だけ質問しますけど、子供の有無と名前、生年月日を書かせる理由は何でしたっけ。ちょっと市民に聞かれたとき、それだけ説明できるようにしておきたいので。といいますのは、先ほどの渡辺議員の質問に対する答弁では、確認はしないとされました。だから確認のためではないんだと思うんです。（「答弁していないですよ。要望だけです」と呼ぶ者あり）要望ですね、ごめんなさい。ほかの方だったっけな、たしか確認しないってうなずかれていましたよね。だとしたら書かせる理由はないのにもかかわらず、私の質問の答弁では、妊婦について聞いたとき、確認がしづらい、難しい、デリケートであるというお答えをしました。これの整合性がちょっととれていないように思うので。確認とれるじゃないですか、妊婦は。しかも居住実態も絶対お母さんと一緒に住んでいることがわかるので。別に子供の生存権の話まで広げる気はありませんが、ちょっとこのまま言われたときに、「何でこれ子供の名前書かせるの、妊婦はやらせないのに。しかも確認もしないのに何なの」と言われたときに、理屈として理解できないので教えてください。

すみません、その1点です。

#### 放射能対策課長

お子さんのお名前、生年月日を書かせる意味なんですが、まず、松戸市の場合は除染対象区域内と区域外で扱いが異なります。これがまず1点。それから、法的な強制力もなく、強制ではないのですが、できるだけ責任を持って正確な情報をいただきたいという意図でございます。

#### 山中啓之議員

わかりました。ありがとうございます。

**田居照康議長**

ほかにはいいですか。——なければ……。

**放射能対策課長**

すみません、最後に一つだけよろしいでしょうか。

資料1の訂正に関しましてですが、ちょっと公園の数値のほかにも合計値についても誤りがありましたので、きちんと整理した上で、後ほど議会事務局を通じて差しかえをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、すみません。追加のお知らせでございます。明日、市長の定例記者会見がございます。この定例記者会見におきまして、本日と同様の内容につきましてもおおむね御説明させていただく予定でございますので、御報告させていただきます。よろしく申し上げます。

議長 散会 宣告

午後3時25分